

8 らい予防法をなくしたあとに

95・5・10

お医者さんの学会としては前代未聞の自己批判文が出された。日本らい学会総会の声明である。それは、世界の医学常識に目をつぶつて、「らい予防法」を何十年も黙認してきたことを深く反省する、次のようなものだった。

「らい予防法は、当然、医学的には廃止されなくてはならない。伝染力の弱い感染症にもかかわらず強制隔離し人々の恐怖心をあおつたのは、取り返しのつかない重大な誤りだつた。この誤りを認めてはじめて、苦痛と苦惱にあえぎながら世を去つた人々の無念さに、わざわざひとり報じたといつたる」

この法律の検討を厚生省から委託されたハンセン病予防事業対策調査検討委員会が、近く見解をまとめると、法の是非だけでなく、廃止後の問題や差別に苦しむ他の病気の人々をも視野に入れた報告を望みたい。

次のようつに訴えた。

「逃走罪についてどうなつた罰則が一つほひのあります。これによつて多数の逃走者を改心させるといつたのです」

患者たちの切なる願いも空しく、五三年の法改正は言葉づかいを改めた程度にとどまり、患者たちは隔離され続け、年老いていつた。

国立ハンセン病療養所の所長連盟も、昨年、らい予防法の廃止を求める見解を発表した。法学者からの批判も高まつている。廃止の期は熟している。

しかし、廃止されすれば、それすべて解決といつわけにはいかない。

第一は、隔離政策の犠牲者の生活をどう保障するかである。これらの人々は個室で暮らすなど、他の国立病院や国立療養所の患者と比べれば手厚く保護されている。それは、かつて日本の政府や国民が犯してきた強制隔離や差別への贖罪の意味を持つている。隔離政策をやめた後も現在の水準を維持する保障が

らい予防に関する最初の法律は一九〇七年に制定された。療養所長には、患者を監禁したり、食事を半分にする懲罰を与えたとする権限が与えられた。一一一年の改定で人権無視の条文はさらに増えた。だから、戦後これが改められるといひに決まつた時、患者たちは、新憲法の下で基本的人権にもとづいた改善案が出されるものと期待した。

しかし、その期待は裏切られた。

当時の新聞には、「ひどい罪人扱い・一万一千人が血の叫び」「ぼくらは囚人ではないハント」といった記事が並ぶ。

強制隔離や外出禁止などの条文は、すでに医学的な根拠を失つていた。にもかかわらず患者たちの願いが葬られた背景に、らい学会の実力者で文化勲章受章者の光田健輔医師の強い影響力があつた。彼は国会で法の強化を

不可欠である。

第二は、らい予防法が廃止されても、隔離と差別の政策や法律が存在し続けるのでは、問題の真の解決にはならないことだ。

らい学会は、政府や医師が進めてきた隔離収容の施策が国際保健機関と相いれず、世界から孤立したことを見直していいる。

これは、日本の現在の精神医療や高齢者医療の政策にも、そのままあてはまる。人口あたりの精神病院・老人病院への入院患者の数の多さ、社会的支援の薄さは、世界の流れから完全に取り残されている。

戦後五十年、日本の経済的発展は世界を驚かせた。だが、もう一つ、海外から好奇の目で見られていることがある。心ならずも病人なり、障害のある身になつた人に対する社会的支援と人権思想の乏しさである。

それは経済力と不釣り合にに貧しい。

「らい予防法」は、その象徴的存在であることを忘れてはならない。

●ことは

【リハビリテーション】

『ニクソンのリハビリテーション』という米週刊誌の特集を見て、ニクソン元大統領も脳卒中の機能回復訓練を受けていたのかと早とちりした人がいる。欧米人はリハビリテーションを、『名誉回復』『復讐』など広い意味にとらえる『日本の障害者は『復讐』にはほど遠い』
（社説『リハビリと復讐』88・8・22より）

●その後

95・5・12 ハンセン病予防事業対策調査検討委員会は、「らい予防法を廃止し、不当な差別による苦難の歴史を深い反省をもつて一挙に終わらせなければならない」と報告。

95・12・8 厚生省らい予防法見直し検討会が、らい予防法の廃止と入所者の医療福祉保障の法整備を求める報告書を提出。

96・3・27 「らい予防法廃止に関する法律」が国会で成立。

●その後——本

『らい予防法廃止の歴史』大谷藤郎著、勁草書房、96
『証言・日本人の過ち——ハンセン病を生きて』藤田真一編著、人間と歴史社、96